

前橋市オンラインアンテナショップ参加企業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が市内事業者の販路拡大を目的とした前橋市オンラインアンテナショップ（以下アンテナショップという。）の開設に伴い、ECサイトでの新規出店にチャレンジする事業者の募集に関し必要な事項を定めるものです。

(アンテナショップの概要)

第2条 アンテナショップは、国内でも有数のECモールである楽天市場内に本市の地場産品（前橋市内で生産又は製造された農林水産物及び加工品等）を販売することを目的として出店を行います。

(参加資格)

第3条 参加資格は次の各項を満たすものとします。

1 事業者の条件

- (1) 前橋市内に事業所を有し、製造又は販売の業を営みその業による収益を得ている個人、会社（法人であっては株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）
- (2) 市税を完納している者
- (3) 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者

2 募集に関する条件

- (1) 製造もしくは加工の最終工程が市内で行われたもの又は市内の業者が企画し、市内産の主原材料を使用して製造された商品を出品できる。
- (2) 発注への対応（商品梱包、一定期間内の発送、問合せ等）が可能である。
- (3) 季節商品を除き、継続して通常の需要に応じられる程度の生産力がある。
- (4) 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令に定める規定に違反していない。

(商品登録)

第4条 商品登録においては以下の通りとします。

- (1) アンテナショップでは最初の3商品までの商品登録を無料としアンテナショップのページに商品を登録することができます。最初の登録商品から数えて、4商品目以降の商品登録に関する費用については、運営受託事業者と参加事業者で予め費用について取り決めをすることで、対応することとします。なお、当初掲載の3商品についてもページ更新や変更など費用が発生する業務があった場合も運営受託事業者と参加事業者で予め費用

を取り決め対応することとする。

- (2) 参加事業者の商品登録にあたっては、登録に必要な写真素材の撮影などについては、運営受託事業者が対応します。商品の宣材写真など利用したい場合は、運営受託事業者にお伝えください。

(参加の申込)

第5条 アンテナショップに参加を希望する事業者は、市長が定める期日までに「前橋市オンラインアンテナショップ取扱商品応募申請書」を市長に提出しなければなりません。

(掲載の手続き)

第6条 市長は、「前橋市オンラインアンテナショップ取扱商品応募申請書」の提出を受けたときは、内容の確認後、掲載することが適当と認めるときは、運営事業者に参加希望事業者の情報を共有しサイト掲載の依頼をします。

- 2 前項の書類を提出した企業は、運営事業者からの連絡を受け、商品掲載に必要な情報の共有、写真撮影などの対応可能な日程を調整し対応に協力しなければなりません。

- 3 参加を依頼したのちに辞退する場合、EC サイト掲載の作業前であった場合は、費用はかかりません。ただし、EC サイト掲載前であっても、掲載のための作業が開始されていた場合は、運営事業者と協議し対応とすること。